

グリーン調達基準

2020年 4月

大同工業株式会社

目 次

はじめに	1
1. グリーン調達目的	2
2. グリーン調達の適用範囲	2
3. 用語の定義	2
4. お取引先様への要求事項	3
5. 情報の取り扱い	4
6. グループ会社	4

はじめに

私たち大同工業株式会社では「環境方針」により、企業活動を通じて環境の維持・改善に努めています。

『グリーン調達基準』は、この環境方針に基づき、弊社の製品・サービスの循環型社会への貢献と、環境負荷の総合的な低減を目的に、弊社が調達する物品・サービスを供給いただくお取引先様における「環境に関する取組みの基準」を定めたものです。

貴社の継続的な環境改善活動が、弊社製品・サービスに関する環境負荷の低減に不可欠であることをご理解いただき、取組みにご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

大同工業株式会社
管理本部 調達部

1. グリーン調達の目的

我々製造業は、地球環境を守るため循環型社会の実現を目指し、製品の設計から材料の調達、製造、ユーザーにおける使用からリサイクル・廃棄まで、全ての段階について環境に配慮し、環境負荷の低減を計画し、それを実現していかなければなりません。また、化学物質の使用に関しては、欧州の ELV、RoHS2 指令や REACH 規制をはじめとして各国で法制化が進んでおり、法令を順守した企業活動が求められています。

弊社は「グリーン調達」として大同工業グループが販売する製品を構成する原材料及び部品に含有する化学物質について、含有禁止物質及び管理基準を明確にし、大同工業製品の環境負荷物質低減を通じて社会に貢献することを目指します。また、環境に配慮した調達品を、環境改善に取り組むお取引先様から優先的に購入していくことを推進します。

2. グリーン調達の適用範囲

- 1) 大同工業が製造、販売する製品に関わる全ての調達品と、そのお取引先様を対象とします。
- 2) 調達品は、完成品、完成部品、生産材（部品、原材料、副資材、補助材料）を対象とします。

3. 用語の定義

- 1) 禁止物質：法規で使用の制限がある物質（P）
- 2) 届出物質：法規で使用量の届出義務がある物質（P/D）
- 3) 監視物質：閾値を超えて使用する場合に申告が要求される物質（D）
（上記3物質の詳細は「大同工業 化学物質ガイドライン GD001」をご参照ください。）
- 4) 意図的含有
材料等の特性、品質、機能、外観の維持のため製造工程で故意に添加・含有することをいう。
- 5) 均質物質
機械的に分離することのできない単一材料をいう。
- 6) 閾値（しきいち）
含有を判定する許容濃度・重量比率をいい、意図的含有の場合は閾値未満でも管理削減対象とします。
- 7) エビデンス
化学物質の組成成分表、ミルシート、分析データなど化学物質の含有を保証する実データをいう。
- 8) サプライチェーン
資材の調達から最終ユーザーまでの、調達、製造、販売、物流の一連の流れのことをいい、グリーン調達においては、材料の調達から最終製品にまでサプライチェーンを通じて環境負荷物質を原材料まで遡れるよう把握が必要です。
- 9) SDS（Safety Data Sheet：安全データシート）
化学物質や化学物質を含む原材料などを安全に取り扱うために必要な情報を記載したもの。

4. お取引先様への要求事項

グリーン調達推進にあたり、弊社の環境への考え方をご理解いただくとともに、お取引先様に必ず順守していただきたい要求事項を以下に示しますので、ご協力お願いいたします。

1) グリーン調達アンケート（GR001）の提出

本調査票は、各お取引先様の環境への対応状況をお知らせいただくもので、提出時期は以下の通りです。

《提出時期》

- ・新規取引先様：取引口座開設時
- ・既に取り引されている取引先様：1回/3年（弊社指定取引先調査票確認日）

2) 調達品に対する調査

調査対象は、弊社へ物品を納入いただくお取引先様の環境への取組み状況と、弊社「化学物質ガイドライン GD001」にて指定する禁止物質（P）・届出物質（P/D）・監視物質（D）の含有の有無とそのエビデンスとします。尚、本グリーン調達基準では、弊社サイト外に流出しないもの（事務用品、一部の設備用機器等）は調査対象としません。

お取引先様が商社、代理店の場合は、納入調達品の製造会社様に調査、記入いただくか、お取引先様の責任において、調査、報告をお願いします。

《提出書類》

- ① 禁止物質（P）非含有保証書（GR001-2）：提出必須
- ② 禁止物質（P）・届出物質（P/D）・監視物質（D）含有報告書（GR001-3）：提出必須
- ③ SDS（安全データシート）：化学工業製品の場合提出必須
- ④ 含有禁止物質のエビデンス：弊社が要求した場合のみ提出

※弊社はお客様から、ELV、RoHS2 対象物質非含有のエビデンスを要求されることがありますので、弊社が要求した際に、①②の他に分析データの提出をお願いします。（定性分析にて含有が認められた際に、定量分析を必ず行ってください）

《提出時期》

- ・新規取引先様：取引口座開設時
- ・既に取り引されている取引先様：新規取引品目（初物）追加時

弊社化学物質ガイドライン（GD001）更新時

3) 個別調査依頼に対する回答

弊社のお客様からの要求で個別に化学物質調査を依頼する場合がございますので、速やかに対応頂きますようお願いいたします。

《弊社様式で個別提出を要するもの》

- ① 含有化学物質成分表（GR003）
- ② SVHC 含有調査シート（GR004）・・・弊社より、最新版の様式を都度送付します

※欧州 REACH 規制における高懸念物質（SVHC）を含有する場合は、お客様へ含有情報を提供する義務があります。

4) 環境マネジメントシステム（EMS）構築への要求事項

環境への取り組みとして国際規格 ISO14001 やそれに準ずる環境マネジメントシステムの認証取得または同等の取り組みをお願いいたします。

5) サプライチェーンを通じての環境負荷物質の把握・管理

お取引先様から弊社への納入製品に環境負荷物質が含有しないように、サプライチェーンを通じて環境負荷物質の把握・管理をお願いします。

6) 法規制及びその他要求事項の順守

弊社は法令、規制要求事項並びに客先要求事項を順守します。従って、お取引先様からの納入品につきましても、法令、規制順守をお願いします。

7) 監査へのご協力

ご回答内容の確認のため、弊社が直接訪問して現地監査や資料の提供を要求させていただく場合があります。

5. 情報の取り扱い

弊社がグリーン調達活動で入手したお取引先様の会社情報、個人情報について、法令等の要求で開示する必要がある場合を除き、無断で外部に公表することはありません。但し、環境負荷物質含有情報（分析データ、SDS等）もしくは文書化した情報については、機密情報として取り扱い、情報漏洩に対し十分配慮した上で、弊社の製品情報としてお客様に開示することがあります。

6. グリーン調達 グループ会社

大同工業(株)の環境マネジメントシステムに賛同して、活動するグループ会社は次の通りです。

会 社 名	部 門 名
株式会社大同ゼネラルサービス	営業部 サービス部
株式会社大同テクノ	工機保全部 第一製造部 第二製造部 工作機械部

大同工業株式会社 グリーン調達基準

初 版：2002年 9月

第2版：2005年 1月

第3版：2006年 8月

第4版：2007年 6月

第5版：2008年 4月

第6版：2010年 1月

第7版：2012年10月

第8版：2015年12月

第9版：2017年 4月

第10版：2020年 4月

発行：大同工業株式会社 調達部 調達課

安全品質保証部 品質保証課

〒922-8686 石川県加賀市熊坂町イ197番地

TEL 0761-72-6038(調達課)

本基準書は、予告なく改訂することがあります。

最新版につきましては、弊社ホームページをご参照願います。